

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

ー潜水作業者に必要な潜水装備品を着用、携行させなかった疑いー

富岡労働基準監督署（署長 寺嶋徹之）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を、福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 有限会社潜水さかもと
(本店：福島県いわき市永崎字船付18番地 業種：建設業)
- (2) 同社 専務取締役A（43歳 男性）

2 事件の概要

令和6年7月22日、福島県双葉郡広野町に所在する工事現場において、水深約5メートルの海底でボンベから給気を受けて行う潜水作業（スクーバ式潜水）を行っていた有限会社潜水さかもとの労働者Bが溺死するという災害が発生した。

専務取締役Aは労働者Bにスクーバ式潜水を行わせるに当たり、浮力調整具または救命胴衣を着用させず、また、水深計及び水中時計を携行させなかった疑い。

3 罪名及び罰条（別紙「関係法令」参照）

労働安全衛生法違反

同法第22条第2号（事業者が講ずべき措置等）

高気圧作業安全衛生規則第37条第3項（潜水作業者の携行物）

同法第119条第1号（罰則規定）

同法第122条（両罰規定）

4 添付資料

別紙 関係法令

関係法令

労働安全衛生法（抄）

（事業者が講ずべき措置等）

第 22 条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 ……（略）……
- 2 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 3～4 ……（略）……

（罰則規定）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 1 ……第 20 条から第 25 条まで……の規定に違反した者
- 2～4 ……（略）……

（両罰規定）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、……第 119 条……の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

高気圧作業安全衛生規則（抄）

（潜水作業者の携行物等）

第 37 条

- 1～2 ……（略）……
- 3 事業者は、潜水作業者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させるほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用させなければならない。
- 4 ……（略）……